

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月15日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第13号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(限定解除審査) 第47条 略			(限定解除審査) 第47条 施行規則第18条の5に規定する限定解除をするための技能の審査（以下「技能審査」という。）は、次の表の左欄に掲げる免許の種類及び同表の中欄に掲げる自動車等の種類の限定の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる課題について行うものとする。		
免許の種類	自動車等の種類の限定	課 題	免許の種類	自動車等の種類の限定	課 題
大型自動車 第二種免許 (以下「大型第二種免許」という。)	略		大型自動車 第二種免許 (以下「大型第二種免許」という。)	マイクロバスに限定されたもの	幹線コース及び周回コースの走行（発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下同じ。）、交差点の通行（右折及び左折を含む。以下同じ。）、曲線コース及び屈折コースの走行、方向変換並びに鋭角コースの走行
大型自動車 免許（以下「大型免許」という。)	マイクロバス又は自衛隊用自動車に限定されたもの	略	大型自動車 免許（以下「大型免許」という。)	マイクロバスに限定されたもの	大型第二種免許の項に掲げる課題（鋭角コースの走行を除く。）
大型自動車 仮免許（以下「大型仮免許」という。)	マイクロバス又は自衛隊用自動車に限定されたもの	施行規則第24条第1項の表の大型仮免許の技能試験の課題に準ずる課題			
中型自動車	略		中型自動車	中型自動車は、8トン未	幹線コース及び周回コー

第二種免許 (以下「中 型第二種免 許」という。)		
略		
中型自動車 仮免許 (以 下「中型仮 免許」とい う。)	中型自動車は、8トン未 満に限定されたもの	施行規則第24条第1項の 表の中型仮免許の技能試 験の課題に準ずる課題
普通自動車 第二種免許 (以下「普 通第二種免 許」という。)	旅客車が自動三輪車又は 軽自動車に限定されたもの	幹線コース及び周回コー スの走行、交差点の通行、 曲線コース及び屈折コー スの走行並びに鋭角コー スの走行
	略	
普通自動車 免許 (以下 「普通免許」 という。)	自動三輪車若しくは軽自 動車に限定され、又は総 重量若しくは長さ若しく は幅を一定の重量若しく は大きさ以下に限定され たもの	普通第二種免許の項に掲 げる旅客車が自動三輪車 又は軽自動車に限定され たものに係る課題 (鋭角 コースの走行を除く。)
	略	
略		
けん引免許	カタピラを有する大型特 殊自動車若しくは農耕作 業用大型特殊自動車によ るけん引に限定されたもの 又はセミトレーラー以外 の総重量2トン未満の被	略

第二種免許 (以下「中 型第二種免 許」という。)	満に限定されたもの	スの走行、交差点の通行、 曲線コース及び屈折コー スの走行、方向変換並び に鋭角コースの走行 路端における停車及び発 進、隘路 ^{あい} への進入並びに 後方間隔不良
略		
中型自動車 仮免許 (以 下「中型仮 免許」とい う。)	中型自動車は、8トン未 満に限定されたもの	中型第二種免許の項に掲 げる課題 (鋭角コースの 走行を除く。)
普通自動車 第二種免許 (以下「普 通第二種免 許」という。)	旅客車が自動三輪車に限 定されたもの	大型第二種免許の項に掲 げる課題 (方向変換、路 端における停車及び発進、 隘路 ^{あい} への進入並びに後方 間隔不良を除く。)
	略	
普通自動車 免許 (以下 「普通免許」 という。)	自動三輪車若しくは軽自 動車に限定され、又は総 重量若しくは長さ若しく は幅を一定の重量若しく は大きさ以下に限定され たもの	普通第二種免許の項に掲 げる旅客車が自動三輪車 に限定されたものに係る 課題 (鋭角コースの走行 を除く。)
	略	
略		
けん引免許	カタピラを有する大型特 殊自動車又は農耕作業用 大型特殊自動車によるけん 引に限定されたもの	大型特殊免許の項に掲げ る課題及び曲線コースの 走行

	けん引車に限定されたもの	
大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）	排気量0.650リットル以下のオートマチック車又は道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第33号）附則第2項に規定する特定大型自動二輪車（以下「特定大型自動二輪車」という。）及び同令附則第3項に規定する特定普通自動二輪車（以下「特定普通自動二輪車」という。）に限定されたもの	略
普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）	小型二輪、オートマチック車又は特定普通自動二輪車に限定されたもの	略

2 略

(1)・(2) 略

(3) 大型仮免許、中型仮免許、普通仮免許、大型二輪免許又は普通二輪免許で自動車等の種類を限定されたもの 技能試験の走行距離に準ずる距離

3 略

(1)・(2) 略

(3) 大型仮免許又は中型仮免許に係る技能審査にあっては、60パーセント以上の成績であること。

4 略

(限定解除に係る技能教習及び技能審査)

第66条 略

大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）	オートマチック車に限定されたもの	施行規則第24条第1項の表の大型二輪免許の技能試験の課題に準ずる課題
普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）	小型二輪又はオートマチック車に限定されたもの	施行規則第24条第1項の表の普通二輪免許の技能試験の課題に準ずる課題

2 技能審査は、次の各号に掲げる免許の種類及び自動車等の種類の限定の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を走行させて行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 普通仮免許、大型二輪免許又は普通二輪免許で自動車等の種類を限定されたもの 技能試験の走行距離に準ずる距離

3 技能審査の合格基準は、次に定めるとおりとする。

(1)・(2) 略

4 略

(限定解除に係る技能教習及び技能審査)

第66条 運転することができる自動車等の種類を限定された者の限定解除に

運転することができる自動車等の種類を限定された免許を受けている者の区分	教習時間
略	
運転できる普通自動車「1.5トン以下の車両に限る」、「1.2トン以下の車両に限る」、「長さ4.7メートル、幅1.7メートル以下の車両に限る」等の限定を付された普通免許を受けている者	略
略	
備考 (1)・(2) 略 (3) <u>特定大型自動二輪車又は特定普通自動二輪車の限定を付された大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者が当該限定を解除する場合の教習時間は、それぞれの排気量に応じたオートマチック車により、特定大型自動二輪車にあつては3時限、特定普通自動二輪車にあつては2時限とする。</u>	

2～4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

係る技能教習の教習時間の基準は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる教習時間のとおりする。

運転することができる自動車等の種類を限定された免許を受けている者の区分	教習時間
略	
運転できる普通自動車「1.5トン以下の車両に限る」、「1.2トン以下の車両に限る」等の限定を付された普通免許を受けている者	普通自動車による 4時限
略	
備考 (1)・(2) 略	

2～4 略